

交通安全情報

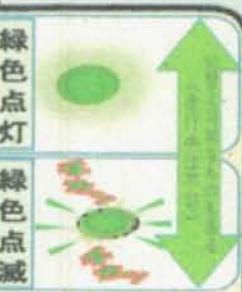
令和5年7月号 原宿警察署 TEL:03-3408-0110



令和5年7月1日から 電動キックボード等の新しい交通ルールが 始まりました!

これまで	
原動機付自転車(注)	法定速度30km/h
電動キックボード等	車両区分に応じた免許が必要
実証実験措置適用	型特殊自動車 高速度km/h以下 <small>*実証実験で貸し渡された電動キックボードに(エリア内に限る)</small>

7月1日から	
免許必要	一般 原動機付自転車(注) 法定速度30km/h
免許不要	特定小型 原動機付自転車 最高速度20km/h以下 ※速度抑制装置で制御
最高速度表示灯	特例特定小型 原動機付自転車 最高速度6km/h以下 ※速度抑制装置で制御



車体に装備される
最高速度表示灯が
見分けるポイントです。

16歳未満は運転禁止!

改正道路交通法施行に
伴い実証実験は終了

(注)電動機の定格出力等により自動二輪車等となる場合があり、必要な免許も変わります。

ポイントその2



- 全ての電動キックボード等が
・免許不要となるものではありません。
・歩道等を通行することができるものではありません。



特例特定小型原動機付自転車だけが路側帯や標識により
自転車の通行が認められた歩道を通行することができます。



特例特定小型原動機付自転車
以外の電動キックボード等は、
路側帯や歩道を通行できません。



「普通自転車等
及び歩行者等
専用」標識

ポイントその3



* 違反者は反則切符(青切符)等による取締りを受けます。
詳しくは↓のリンク先で



警視庁エノワイト
電動キックボードページ



警視庁ウェブサイト
特設ページ



警視庁ウェブサイト
交通事故防止のための
啓発動画

